

屋根軽量化工事費 補助事業チェックリスト

1. 屋根軽量化工事を行うのは、昭和56年5月以前着工の2階建て以下の木造戸建住宅（店舗等併用住宅を含む）ですか？

Yes No

2. 耐震診断等の結果、安全性がやや低い（評点が0.7以上1.0未満）との診断ができましたか？

Yes No

3. あなたは、兵庫県内に居住（要住民票登録）していますか？

Yes No

4. 工事は、屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（桧瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事で工事費用は50万円以上ですか？

Yes No

5. 工事は、兵庫県の住宅改修業者登録制度に登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約によるものですか？※契約の前に補助申請が必要です。

Yes No

6. 前年の所得は1,200万円以下ですか？
町税の滞納はありませんか？
暴力団関係者ではありませんか？

Yes No

7. 兵庫県住宅再建共済制度に現在加入していますか？
または今回加入しますか？

Yes No

8. 工事は申請年度の当該年度末で完了しますか？

Yes No

9. 過去に、兵庫県及び稲美町の耐震化施策の補助金を受けたことがありますか？（住宅耐震改修計画策定費等補助金を除く）

Yes No

・1～9全て“Yes”なら、この補助制度の適用を受けられる可能性があります。